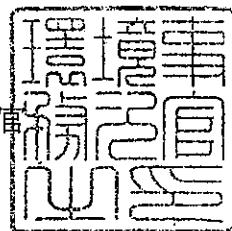


環境対発第 110621001 号
平成 23 年 6 月 21 日

各都道府県知事殿

環境事務次官



災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 19 年 4 月 2 日環境対発第 070402002 号本職通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が次のとおり改正され、平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業から適用することとされたので、貴管内市区町村等に対し周知徹底されたく通知する。

1. 追加通知様式中、「※標準税収入が決定していない場合においては暫定的に1/2で補助額を算定し通知する。」を「※平成23年度標準税収入が決定していない場合においては暫定的に平成22年度標準税収入を用いて補助額を算定し通知する。」に改める。
2. 別紙(6)の別記(2)の(記載上の注意)中、「※標準税収入が決定していない場合は暫定的に補助率50/100により算定すること。」を「※平成23年度標準税収入が決定していない場合は暫定的に平成22年度標準税収入を用いて算定すること。」に改める。

追加通知様式

第 号
年 月 日

県 知 事
市 町 村 長 } 殿
一部事務組合長 }

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部長

平成 年度東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費
国庫補助対象事業限度額について

平成 23 年 5 月 2 日環廃対発第 110502001 号環境事務次官通知の「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」（以下「交付要綱」という。）10（2）に係る標記について別表のとおり決定したので通知する。

なお、国庫補助金の交付の申請等の手続については交付要綱 10（4）によるものとし、申請書は、平成 年 月 日までに提出されたい。

別表

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助対象事業限度額表

都道府県名	市町村名	限 度 額		備 考
		事 業 費	補 助 額 (予定)	
		円	円	

※平成 23 年度標準税収入が決定していない場合においては暫定的に平成 22 年度標準税収入を用いて補助額を算定し通知する。

※平成 23 年度標準税収入が明らかになった段階で、追って限度額の算定を行い通知する。

国庫補助金所要額調査書
(東日本大震災用)

年度	区分 及び 項目	総事業費	寄付金 その他の 収入額	差引額 A-B	補助対象 事業費	国庫補助 基本額 E	平成23年度標準税収入			国庫補助基本額の区分			国庫補助所要額			
							F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
過年度 (横上方式)																
〇〇年度 (当該年度)																

(記載上の注意)

※「過年度」段には過年度の事業費等の合計を記載すること。

※「〇〇年度」段には、今年度の事業費等を記載すること。
なお、事業2年度までの費用は過年度までの補助率の継続となるよう計算すること。

※「事業2年度」段には、事業の区分、項目を記載すること。

※A欄「総事業費」には、その年度の事業費を記載すること。

※B欄「寄付金その他の収入額」には、有価物の売却で得た収入額を記載すること。

※C欄「差引額」には、A欄に記載した額からB欄に記載した額を差し引いた額を記載すること。

※D欄「補助対象事業費」には、差引額のうち補助対象となる事業費を記載すること。

※E欄「平成23年度標準税収入」には、平成23年度標準税収入を記載すること。

※F欄「平成23年度標準税収入総額の10%」には、平成23年度標準税収入総額の20%に当たる額を記載すること。

※G欄には、平成23年度標準税収入が明らかになつた段階で、追つて要綱10.(2)により算定すること。

※I欄には、国庫補助基本額のうち平成23年度標準税収入の10%以下の額を記載すること。

※なお、事業2年度目以降は過年度分を控除して計算すること。

※J欄には、国庫補助基本額のうち平成23年度標準税収入の10%超20%以下の額を記載すること。

※K欄には、国庫補助基本額のうち平成23年度標準税収入の20%超の額を記載すること。

※L欄には、事業2年度目以降は過年度分を控除して計算すること。

※M欄には、J欄に記載した額に50/100を乗じた額を記載すること。

※N欄には、J欄に記載した額に80/100を乗じた額を記載すること。

※O欄には、K欄に記載した額に90/100を乗じた額を記載すること。

※平成23年度標準税収入が決定しない場合は暫定的に平成22年度標準税収入を用いて算定すること。

※平成23年度標準税収入が明らかになつた段階で、追つて要綱10.(2)により算定すること。